

三芳町介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメント実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年三芳町告示第317号。以下「総合事業実施要綱」という。）第7条に規定する介護予防ケアマネジメント（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ）に係る事業の実施方法等について定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 この事業は、三芳町内に事業所を置く法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターにおいて実施する。

2 前項の地域包括支援センターは、法第115条の47第5項の規定に基づき、この事業の一部を法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、総合事業実施要綱第4条第1項各号に規定する者とする。

(介護予防ケアマネジメントの類型)

第4条 対象者の基本チェックリストの結果又は状態等、本人の希望するサービス等を踏まえて、従来からの原則的なケアマネジメントのプロセスに沿った上で、次の各号に定める類型により実施する。

- (1) 介護予防ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント） アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定し、モニタリングについては少なくとも3月ごとに行い、利用者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとった場合とする。
- (2) 介護予防ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント） アセスメントからケアプラン原案作成までは、ケアマネジメントAと同様であるが、サービス担当者会議を省略したケアプランの作成並びに間隔を空けて必要に応じてモニタリング時期を設定し、評価及びケアプランの変更を行う等簡略化した場合とする。
- (3) 介護予防ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント） ケアマネジメントの結果、利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、住民主体のサービス等を利用する場合とする。

(利用の中止)

第5条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の利用を中止させることができる。

- (1) 利用者が第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) その他利用が的確でないとは判断されるとき。

(事業費の支払)

第6条 この事業を実施した地域包括支援センターは、第4条各号に規定する事業の類型に応じて、介護予防ケアマネジメントの事業費を町長に請求することができる。

- 2 介護予防ケアマネジメントAの事業費の額は、別表第1に定める単位数に、1単位の単価を乗じて算定するものとする。
- 3 前項の1単位の単価は、10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に定める三芳町の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。
- 4 第2項の規定により介護予防ケアマネジメント事業費の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 介護予防ケアマネジメントB及び介護予防ケアマネジメントCの事業費の額は、別表第2に定める額とする。
- 6 第1項の請求に当たっては、国民健康保険団体連合会を経由して請求するものについては、あらかじめ定められた所定の手続に従って請求し、町長は国民健康保険団体連合会を経由してあらかじめ定められた期日までに支払うものとする。
- 7 第1項の請求（前項に規定する場合を除く。）に当たっては、当該月分をまとめて翌月15日までに町長に介護予防ケアマネジメント業務事業費請求書（様式第1号）を提出するものとし、町長は請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに事業費を支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(返還)

第7条 町長は、この要綱の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により事業費の支給を受けた者がいるときは、支給した事業費の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(報告等)

第8条 地域包括支援センターは、当該月分をまとめて翌月15日までに第4条に規定す

る事業の類型に応じ、町長に介護予防ケアマネジメント業務実績報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定のほか、必要と認めるときは、介護予防ケアマネジメント受託者に対して事業の実施状況について説明若しくは報告を求め、又はこれに関する帳簿その他の関係書類を閲覧し、調査若しくは指導を行うことができる。

（実施の手順）

第9条 介護予防ケアマネジメントは、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号）の「第4章介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日厚生労働省老健局振興課長通知）を参照の上、実施するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

介護予防ケアマネジメントA	430単位
初回加算	300単位
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位

別表第2（第6条関係）

介護予防ケアマネジメントB	4,000円
介護予防ケアマネジメントC	4,000円